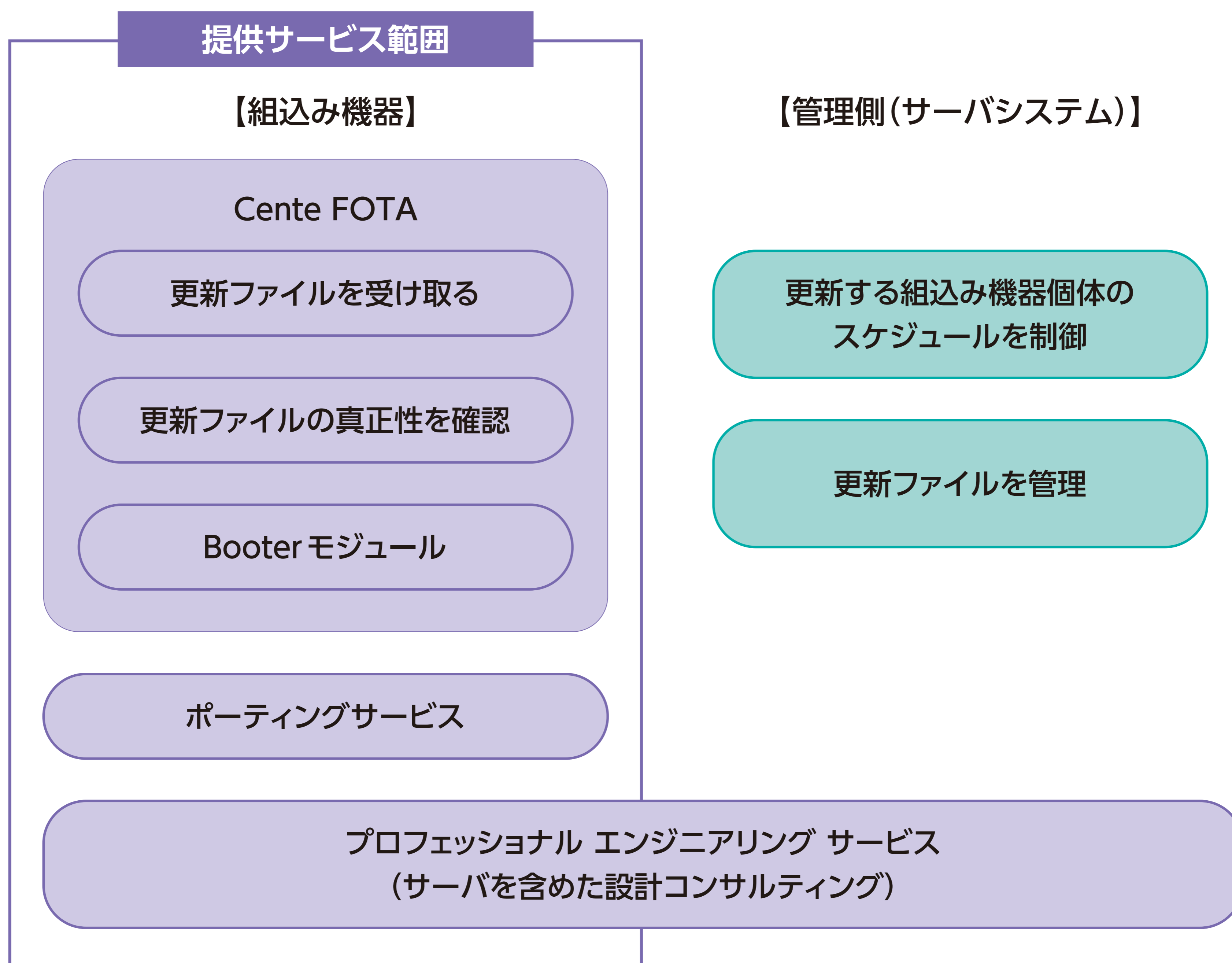


Cente FOTA

概要

IoT機器設置後のサイバーセキュリティの担保と保守の効率化(サービスマン派遣コストの削減)のため重要となりつつあるOver The Air (OTA)。例えば欧州CRA法において製品開発会社に課せられた義務として「製品販売の間(最低5年間)はユーザに対してセキュリティアップデートを提供すること」が明記されており、日本においてもソフトウェア更新が技術適合認定に必須な機能となりました。

Firmware Over The Air (FOTA) は組込機器にとって最早「あった方がよい機能」から「それがないと販売できない機能」になりつつあります。



組込機器のブートローダ、不揮発性メモリの運用からサーバ(クラウド)の運用まで話題が幅広く、会社・製品によって最適解が異なるため、まずはCenteにご相談ください。お客様に合ったCente FOTAをご提案します。



CenteのCRA対応

概要

2024年10月に欧州サイバーレジリエンス法(Cyber Resilience Act: CRA)が採択され、欧州向けに製品出荷する企業ではCRA対応が急務となっております。

CenteではEU適合宣言書(CEマーク)対応、CRA対応が必要な機器メーカーに対して、組込みミドルウェアメーカーとして様々なサポートを提供しております。

SBOM対応

- SBOM(Software Bill Of Material)作成に対するミドルウェア情報の提供

迅速な脆弱性対応

- 1営業日以内の回答
- 脆弱性対応についての情報を製品サイトで公開



- セキュリティ製品の継続的な保守
- IoTペネトレーションテストサービスの提供

セキュリティサポート

- OTA(Over The Air)によるファームウェアの遠隔更新
- RTOS環境で動作するCente FOTA

FW遠隔更新

特長

- ◆ SBOM(Software Bill Of Material)作成用のデータ提供
- ◆ 脆弱性情報に関するお問い合わせには原則1営業日以内の一次回答
- ◆ 障害情報・脆弱性情報についてはCenteサイトにて対応状況を公開中
- ◆ セキュリティ製品の継続的な保守・アップデート
- ◆ Cente FOTAによるファームウェアの遠隔更新機能を提供

